

社会福祉法人東京玉葉会役員及び評議員等の報酬等に関する規程

第1条 社会福祉法人東京玉葉会の役員及び評議員等の報酬等は、この規程の定めるところによる。

第2条 この規程でいう役員とは、理事、監事をいう。また報酬等とは、報酬、旅費、交通費（タクシー代を含む）及び退任記念品等をいう。

第3条 役員及び評議員等が理事会又は評議員会等に出席したとき、（常勤の法人職員を除く）は、1回について、税控除後1万円の報酬及び必要に応じて交通費（タクシー代を含む）を支払う。又監事が法人及び施設の運営状況の業務監査を実施したときは、1回について、税控除後2万円の報酬を支払う。理事長には年間500万円及び交通費（タクシー代を含む）を支払う。

なお、各年度の役員の報酬総額は理事600万円、監事30万円とする。

第4条 役員及び評議員等が法人業務の為に会議等に出張するときは、1日につき税控除後1万円の報酬及び旅費を支払い、宿泊を要するときは、別に1泊1万5千円を支払う。但し、役員を兼ねた法人の常勤職員は、法人の旅費規程による。

第5条 役員及び評議員が1期以上在職して辞任したときの退任記念品等は次の通り支給する。

(1) 退任記念品の額

ア役員及び評議員は、3万円とする。

イ死亡を除く任期途中の辞任については理事長が前記の範囲内で決定する。

(2) 表彰

ア叙勲は3万円とする。

イその他の表彰は、個別に理事長が定める。

(3) 香典

役員及び評議員・本人 5万円

役員及び評議員の配偶者、親及び子 3万円

ただし、法人退任後は本人に限って、一律3万円とする。

(4) 見舞金の支給

見舞金は役員及び評議員本人に限って1万円の範囲内で理事長が決定する。

第6条 その他必要な報酬等の支給に係る事項は、理事長が決定する。

付 則

この規程は平成29年6月23日から施行する。

令和2年 7月 1日 一部改正

令和5年 4月 1日 一部改正

令和7年 7月 1日 一部改正